

令和3年山武市教育委員会第3回定例会会議録

1. 日 時 令和3年3月18日（木）13:30開会
2. 場 所 成東文化会館のぎくプラザ視聴覚室
3. 招集者 山武市教育委員会 教育長 嘉瀬尚男
4. 議 題

議決事項

- 議案第1号 代理の承認を求めることについて（教職員の任免その他の進退に関する内申について）
- 議案第2号 令和3年度学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について
- 議案第3号 山武市長の権限に属する事務の補助執行に関する協議について
- 議案第4号 山武市教育委員会組織の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則の制定について
- 議案第5号 山武市教育委員会組織の見直しに伴う関係訓令の整理に関する訓令の制定について
- 議案第6号 山武市教育委員会組織の見直しに伴う関係告示の整理に関する告示の制定について
- 議案第7号 山武市教育委員会組織規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第8号 山武市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令の制定について
- 議案第9号 山武市立小学校及び中学校文書管理規程の一部を改正する訓令の制定について
- 議案第10号 山武市立小学校及び中学校就学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第11号 山武市要保護及び準要保護児童生徒就学援助及び特別支援教育就学奨励に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第12号 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度に係る保護者負担に関する要綱の制定について
- 議案第13号 山武市さんぶの森公園の管理に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第14号 山武市さんぶの森公園バーベキューピット使用規程の制定について
- 議案第15号 成東・東金食虫植物群落保存活用計画策定委員会設置要綱の制定について
- 議案第16号 山武市文化財の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第17号 第2期山武市教育振興基本計画について

議案第18号 山武市教育委員会顕彰被表彰者の決定について

協議事項

協議第1号 山武市学校施設長寿命化計画について

協議第2号 山武市学校支援センター設置要綱について

報告事項

報告第1号 令和3年山武市議会第1回定例会の報告について

報告第2号 第2期山武市教育振興基本計画に係る実施計画について

報告第3号 令和2年度英語検定の結果について

報告第4号 学校統合準備委員会会議の開催状況について

報告第5号 4月の行事予定について

出席委員	教育長	嘉瀬 尚男
	教育長職務代理者	小野崎 一男
	委員	今関 百合
	委員	清水 新次
	委員	木島 弘喜
	委員	渡邊 礼子

欠席委員 なし

出席した職員の職及び氏名

教育部長	小川 宏治
教育総務課長	嘉瀬 多市
学校教育課長	越川 幸夫
学校教育課指導室長	高野 隆博
学校再編推進室長	川島 美雄
生涯学習課長	神谷 英典
スポーツ振興課長	大谷 広貴
文化会館長	森川 良子
図書館長	子安 勝也
成東中央公民館長	川嶋 洋子
松尾公民館長	越川 信
学校給食センター所長	仲村 由美子
さんぶの森公園管理事務所長	並木 稔
歴史民俗資料館長	稲見 英輔
子育て支援課長	藤井 浩美
子育て支援課主幹	野口 博明

事務局

教育総務課副主幹	鵜澤 秀己
教育総務課総務企画係主査補	鈴木 秀一
教育総務課総務企画係主事	齋藤 未希

◎開 会 午後1時30分
教育長 それでは、ただ今から令和3年教育委員会第3回定例会を開会いたします。

◎日程第1 会議録署名人の指名
教育長 日程第1、会議録署名人の指名を行います。本日、木島委員を指名いたします。

木島委員 はい。

教育長 よろしく申し上げます。

◎日程第2 会議録の承認
教育長 日程第2、会議録の承認。令和3年教育委員会第2回定例会の会議録について、事前に配付をしてありますが、皆様、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 異議がないようですので、教育委員会第2回定例会の会議録は承認といたします。

◎日程第3 教育長報告
教育長 日程第3、教育長報告です。
資料の3ページをご覧ください。
令和3年2月3日から3月18日、本日までの分です。主だったものを説明させていただきます。
2月3日、教育部長の期末面談。市長との面談が行われました。また、エンジョイCAP代表の滝川様がお見えになって、今年度のCAP活動の報告等がございました。表敬訪問で、篠原氏来庁(陸上競技)とありますが、富里高校の生徒で、山武中出身、今回全国大会で1,500メートル3位という成績を納めて表敬訪問をされました。全国大会は広島県で行われていたそうです。
2月4日、千葉県都市教育長協議会第3回役員会がオンラインで開催され出席をしております。
2月8日、第2回教育長面接。東上総教育事務所で所長との面接ですが、人事に関することとございます。それから、東金法人会新1年生マスク寄贈式ですが、新1年生にワンポイントのプリ

ントの入ったマスクを寄贈いただきまして、その寄贈式が行われました。校長会議は定例の校長会議です。

2月10日、校長面談。目標申告の最終面談です。同様のことを2月15日にも行っています。日向小と山武西小学校の第5回統合準備委員会があららぎ館で開催されました。

2月12日、松尾小学校の地鎮祭。委員の皆さんにもご出席いただく予定でしたが、このような状況下で縮小した形で行わせていただきました。

2月15日、庁議と人事評価の調整会議。それから、先ほどの校長面談の続きです。

2月16日、市議会第1回定例会が開会されました。

2月25日、2月26日、一般質問が行われました。これについては後ほど報告がありますので、よろしくお願いします。

3月2日、文教厚生常任委員会。その後、庁議。地球温暖化防止推進委員会、新型コロナウイルス感染症対策本部会議、オリ・パラ戦略推進本部会議が続けて行われました。

3月3日、学校給食センター再整備事業計画策定業務委託公募型プロポーザル審査会。給食センター構想について行ったものですが、それについて、改めて専門家の方に見ていただくということでプロポーザルが行われ業者が決まりました。

3月4日、教育委員会第1回臨時会が行われて皆さんに出席いただきました。

3月5日、教育会館の理事会が開催されました。

3月8日、ちばフラワーバス挨拶。今度、日向小学校の通学バスにフラワーバスでやっていただくことになりましたので、その関係の打合せとご挨拶です。

3月9日、予算審査特別委員会が開催をされました。

3月10日、松尾中学校の卒業式に出席しています。芝山小学校の高橋教諭来庁ですが、文部科学大臣表彰、優秀教員表彰を受賞されたということでご挨拶に見えました。現在、芝山小学校に在籍しており、賞を受けたわけですが、その前の30年間、山武市で勤務されていたということで、その間の活動のお礼ということもあり、山武市にも挨拶に来ていただきました。

3月11日、校長会議です。

3月12日、市議会第1回定例会の閉会日でした。議案については、全て可決していただいております。

3月15日、総合教育会議の市長打合せ、それから長期研修生の

挨拶。睦岡小学校の堤教諭が社会、日向小学校の布留川教諭が算数ということで、長期研修の最後のまとめを持ってきていただきました。その後は、臨時校長会議。人事の内示に関するものでございます。

3月16日、庁議。その後、行政組合の局長が来庁されました。現在、教育長職務代理をしているわけですが、東金市の教育長が3月末で交代になります。行政組合の教育長や教育委員ですが、行政組合議会定例会を経て新たに任命されるので、その間空白になってしまうということで、職務代理として幾つか業務があるということで、ご説明していただきました。

3月17日、日向小学校の卒業式に出席しました。それから、最後の園長・副園長会議に出席いたしました。

3月18日、本日ですが、午前中に鳴浜小学校の卒業式に出席しております。そして、教育委員会第3回定例会ということになります。

以上ですが、何かございますでしょうか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

教育長

それでは、議事に入ります。

本日の議題ですが、議案第1号、代理の承認を求めることについて(教職員の任免その他の進退に関する内申について)、これは人事案件であり、公開に適さない事項であることから、議案第2号、令和3年度学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について、議案第18号、山武市教育委員会顕彰被表彰者の決定について、これらは氏名等の内容が含まれており、公開することにより個人のプライバシーを侵害するおそれがあることから、協議第1号、山武市学校施設長寿命化計画については、意思形成過程であり公開に適さない事項であることから、教育委員会会議規則第12条の規定により秘密会としたいのですが、いかがでしょうか。賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

教育長

挙手全員です。よって、議案第1号、議案第2号、議案第18号及び協議第1号は秘密会といたします。

なお、議案第1号は、職員の人事に関することであるため、最後の案件として、担当職員以外の職員の退室を求め、審議に移りたいと考えておりますが、これについてはいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

それでは、異議がないようですので、議案第1号は最後の案件として審議することといたします。

◎日程第4 議決事項

○議案第2号

(議案第2号は、秘密会につき概要と結果のみ記載)

教育長

日程第4、議決事項に入ります。

議案第2号、令和3年度学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について。ここから秘密会といたします。それでは、提案理由の説明を事務局からお願いいたします。

学校教育課長、お願いします。

※学校教育課長から、資料に基づき内容を説明

※審議結果 原案のとおり可決

○議案第3号

教育長

議案第3号、山武市長の権限に属する事務の補助執行に関する協議について、提案理由の説明をお願いいたします。

教育総務課長、お願いします。

教育総務課長

議案第3号についてご説明させていただきます。8ページから13ページをご覧ください。

前回の教育委員会第2回定例会において、山武市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部改正についてでご協議をいただきました。

この内容につきましては、本来3月の定例会において、市長部局の内容のため市長に申し入れるといった形式でのお願いでしたが、新たに10ページをご確認してください、10ページのとおり、2月24日付で市長より教育委員会に対して事務の補助執行についての協議が提出されました。

協議項目1、本市委員会職員に補助執行を行う事務に記載の10事務については、本来市長の権限に属する事務であるが、地方自治法第180条の2の規定では市長の権限に属するものであっても他の行政委員会等が行うことが効率がよい場合は協議し、委任も

しくは補助執行させることができることとなっております。そのための協議でございます。同意をいただければ、9ページのところに、市長宛てに同意しますと回答したいと考えております。

手続上の形式は、市長に申し入れる形から市長から意見を求められたので同意するという形に変わりますが、2月の定例会でご協議いただいた規則の一部改正そのものは変わりません。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

教育長 ありがとうございます。ただ今説明のあった件について、何かございますでしょうか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

教育長 それでは、お諮りいたします。本議案に賛成する委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

教育長 挙手全員です。よって、本議案は原案のとおり可決します。

○議案第4号

教育長 議案第4号、山武市教育委員会組織の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則の制定について、提案理由の説明をお願いいたします。

教育総務課長、お願いします。

教育総務課長 では、議案第4号についてご説明させていただきます。14ページから16ページをご覧ください。

第2回定例会でご協議いただいた内容に変更はございません。よろしくお願いいたします。

以上です。

教育長 ありがとうございます。前回の協議内容からの変更はないということですが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 では、お諮りします。本議案に賛成する委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

教育長 挙手全員です。よって、本議案は原案のとおり可決いたします。

○議案第5号

教育長 議案第5号、山武市教育委員会組織の見直しに伴う関係訓令の整理に関する訓令の制定について、提案理由の説明をお願いいたします。

教育総務課長、お願いします。

教育総務課長 では、議案第5号についてご説明させていただきます。17ページから21ページをご覧ください。

同じく第2回定例会でご協議いただいた内容に変更はございません。よろしく申し上げます。

教育長 ありがとうございます。こちらについても、協議内容からの変更はないということですが、いかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

教育長 それでは、お諮りいたします。本議案に賛成する委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

教育長 挙手全員です。よって、本議案は原案のとおり可決いたします。

○議案第6号

教育長 議案第6号、山武市教育委員会組織の見直しに伴う関係告示の整理に関する告示の制定について、提案理由の説明をお願いいたします。

教育総務課長、お願いします。

教育総務課長 議案第6号についてご説明させていただきます。22ページから24ページをご覧ください。

こちら第2回定例会でご協議いただいた内容に変更はございません。よろしく申し上げます。

教育長 ありがとうございます。こちらについても特に変更はないようですが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 では、お諮りいたします。本議案に賛成する委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

教育長 挙手全員です。よって、本議案は原案のとおり可決いたします。

○議案第7号

教育長 議案第7号、山武市教育委員会組織規則の一部を改正する規則の制定について、提案理由の説明をお願いいたします。

教育総務課長、お願いします。

教育総務課長 議案第7号についてご説明させていただきます。25ページから43ページをご覧ください。

教育委員会第2回定例会でご協議いただいた内容の一部を変更しました。変更点は、ご指摘をいただきました指導室の分かりにくさについて、31ページをご覧ください、山武市教育委員会組織規則の新旧対照表、第8条第2項の子ども教育課指導室を表の中に入れて分かりやすくしました。また、第11条は、教育機関欄を設け、教育機関の長を分かりやすくし、その教育機関の所属を分かりやすい表にまとめました。

私からの説明は以上です。

なお、ご指摘をいただきました通学路に関しては、担当課よりご説明します。よろしくお願いします。

教育長 学校教育課長、お願いします。

学校教育課長 資料28ページです。渡邊委員よりご質問いただきました通学路の安全について、どこが担当で事務分掌はどこに入るのかというご質問ですが、担当については、指導室が担当しております。事務分掌については、28ページの15、安全教育に関することの中で、交通安全や防災教育等をこの事務分掌内で行っております。

説明は以上です。

教育長 ありがとうございます。ただ今説明のあった内容についていかがでしょうか。何点かご指摘のあった部分について対応しております。

ます。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

教育長 それでは、お諮りいたします。本議案に賛成する委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

教育長 挙手全員です。よって、本議案は原案のとおり可決します。

○議案第8号

教育長 議案第8号、山武市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令の制定について、提案理由の説明をお願いいたします。
教育総務課長、お願いします。

教育総務課長 議案第8号についてご説明させていただきます。44ページから61ページをご覧ください。
第2回定例会でご協議いただいた内容に変更はございません。よろしく申し上げます。

教育長 ありがとうございます。前回協議と変更はないということですが、資料は大変長くなっておりますけれども、よろしいでしょうか。何かございますか。大丈夫ですか。

(「はい」の声あり)

教育長 それでは、お諮りいたします。本議案に賛成する委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

教育長 挙手全員です。よって、本議案は原案のとおり可決します。

○議案第9号

教育長 議案第9号、山武市立小学校及び中学校文書管理規程の一部を改正する訓令の制定について、提案理由の説明をお願いいたします。
学校教育課長、お願いします。

学校教育課長 議案第9号、山武市立小学校及び中学校文書管理規程の一部を

改正する訓令の制定についてでございます。59ページからになります。

提案理由ですが、令和3年4月1日をもって山武市立日向小学校と山武西小学校が統合することに伴い、山武市立小学校及び中学校文書管理規程を一部改正するものです。

61ページ、新旧対照表をご覧ください。別表の学校名の欄中、山武西小学校を削り、同項、文書記号の欄中、西小を削ることになります。令和3年4月1日から施行となります。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

教育長 ありがとうございます。ただ今の説明についてはいかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

教育長 お諮りいたします。本議案に賛成する委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

教育長 挙手全員です。よって、本議案は原案のとおり可決します。

○議案第10号

教育長 議案第10号、山武市立小学校及び中学校就学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について、提案理由の説明をお願いいたします。

学校教育課長、お願いします。

学校教育課長 議案第10号、山武市立小学校及び中学校就学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定についてでございます。62ページからになります。

提案理由については、令和3年4月1日に日向小学校と山武西小学校が統合し、新たに山武市立日向小学校を開校することから、就学区域の改正を行うものでございます。

64ページの新旧対照表をご覧ください。別表第1の日向小学校の項、就学区域の欄中「中台」の前に「西外野、神野、大口、下辺田、大木台から岩ノ谷」までを加え、同表、山武市立西小学校の項を削り、別表第2、山武市立山武中学校の項、就学区域の欄中「、山武西小学校区」を削ることになります。この規則は、令

和3年4月1日から施行となります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

教育長

ありがとうございます。ただ今の件について、いかがでしょう。何かございますか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

教育長

それでは、お諮りします。本議案に賛成する委員の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

教育長

挙手全員です。よって、本議案は原案のとおり可決します。

○議案第11号

教育長

議案第11号、山武市要保護及び準要保護児童生徒就学援助及び特別支援教育就学奨励に関する規則の一部を改正する規則の制定について、提案理由の説明をお願いいたします。

学校教育課長、お願いします。

学校教育課長

議案第11号、山武市要保護及び準要保護児童生徒就学援助及び特別支援教育就学奨励に関する規則の一部を改正する規則の制定についてでございます。65ページからになります。

提案理由についてですが、国の特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定要領が、令和2年8月18日に一部改正されたため、それに基づき本様式を国の様式に準じ改正するものでございます。

また、保護者の負担を軽減するため、保護者に証明する書類の提出を求めていたものを、山武市教育委員会が調査することへの同意欄を様式に設け、それを改正になったものでございます。

改正内容につきましては、67ページの新旧対照表、改正によって追加された項目は、給与所得、公的年金所得のいずれかある者は総所得金額から10万円を控除する点と、所得控除の対象としてひとり親控除や寡婦控除が追加された等のことです。国の規則改正に伴い市の様式も変えたこととなります。施行期日は令和3年4月1日からでございます。

以上でございます。

教育長 ありがとうございます。ただ今説明がありました件について、いかがでしょう。国の改正によって変わるということですが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 それでは、お諮りします。本議案に賛成する委員の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

教育長 挙手全員です。よって、本議案は原案のとおり可決します。

○議案第12号

教育長 議案第12号、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度に係る保護者負担に関する要綱の制定について、提案理由の説明をお願いいたします。

学校教育課長、お願いします。

学校教育課長 議案第12号、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度に係る保護者負担に関する要綱の制定についてでございます。69ページからになります。

前回、第2回定例会で協議していただきましたが、その中でご質問があったものについて、最初に回答させていただきます。

まず、災害共済給付制度の特約についてでございますが、免責の特約にかかる共済掛金は設置者負担のため、市が支出してございます。

もう1点、幼稚園、こども園について、委員会の所掌事務として徴収できるのか、その根拠はあるのかという質問でございましたが、災害共済給付制度での学校の設置者は教育委員会となっております。徴収根拠は独立行政法人日本スポーツ振興センター法第17条第4項で学校の設置者は児童生徒等の保護者から、政令の定める範囲内で当該学校の設置者の定める額を徴収すると定められております。

よって、市長の権限ではないため、補助執行を行う必要がありません。

併せて、要綱の案を前回の協議会から差し替えさせていただきます。差し替えの資料、要綱(案)の部分でございます。

第2条(2)こども園(短児部)及び(3)の全文を削除させていただきます。

そのほかの内容については、前回の協議事項で協議いただいた内容と同様でございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

教育長 ありがとうございます。ただ今説明がありました質問への回答並びに差し替えの部分についてですが、よろしいでしょうか。何かございますか。

小野崎委員 こども園について削除となっておりますが、これについてはどこの部署で行うのですか。

教育長 学校教育課長。

学校教育課長 この部分は子育て支援課が担当部署として改めて作成するということになります。

教育長 よろしいですか。

小野崎委員 分かりました。

教育長 ほかにはございますか。

(「はい」の声あり)

教育長 特にないようですので、お諮りします。本議案に賛成する委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

教育長 挙手全員です。よって、本議案は原案のとおり可決します。

○議案第13号

教育長 議案第13号、山武市さんぶの森公園の管理に関する規則の一部を改正する規則の制定について、提案理由の説明をお願いいたします。

さんぶの森公園管理事務所長、お願いします。

さんぶの森公園管理事務所長 議案第13号について説明させていただきます。資料71ページから76ページになります。

第1回定例会でご協議いただいた内容に変更はございません。よろしくお願いいたします。

教育長 ありがとうございます。こちらについては特に変更がないということですが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 では、お諮りします。本議案に賛成する委員の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

教育長 挙手全員です。よって、本議案は原案のとおり可決します。

○議案第14号

教育長 議案第14号、山武市さんぶの森公園バーベキューピット使用規程の制定について、提案理由の説明をお願いします。

さんぶの森公園管理事務所長、お願いします。

さんぶの森公園管理事務所長 議案第14号についてご説明させていただきます。資料77ページから81ページになります。

山武市さんぶの森公園バーベキューピット使用規程につきましては、バーベキューピット貸出しについての使用規程です。第2回定例会で協議をしていただき、第5条使用不承認、使用料に御意見をいただいた中で再度内容の精査を行い、第5条と第8条を削除したものとなっております。

第5条使用の不承認を削除した理由といたしましては、ほかのお客に迷惑をかけることを想定したものでありましたが、使用規程の根拠とする都市公園条例第4条、行為の禁止に、公園の利用者の利用を妨げる行為とすることの記載がありますことから削除することといたしました。

第8条の使用料を削除した理由につきましても、使用規程の根拠とする都市公園条例で料金を定めていないことから使用料は発生しませんので削除することといたしました。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

教育長 ありがとうございます。ただ今の説明について、いかがでしょう。前回の協議の中で質問のあった点については、ただ今説明がございましたが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 では、お諮りします。本議案に賛成する委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

教育長 挙手全員です。よって、本議案は原案のとおり可決いたします。

○議案第15号

教育長 議案第15号、成東・東金食虫植物群落保存活用計画策定委員会設置要綱の制定について、提案理由の説明をお願いいたします。歴史民俗資料館長、お願いします。

歴史民俗資料館長 議案第15号、成東・東金食虫植物群落保存活用計画策定委員会設置要綱の制定について説明させていただきます。資料は82、83ページとなります。

こちらの議案ですが、第2回定例会においてご審議いただいた内容から変化はございません。よろしくをお願いいたします。

教育長 ありがとうございます。こちらについては前回の協議から特に変更はないということですが、いかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

教育長 では、お諮りします。本議案に賛成する委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

教育長 挙手全員。よって、本議案は原案のとおり可決します。

○議案第16号

教育長 議案第16号、山武市文化財の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、提案理由の説明をお願いいたします。

歴史民俗資料館長、お願いします。

歴史民俗資料館長 議案第16号、山武市文化財の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、説明させていただきます。資料は84ページから86ページとなります。

こちらの議案ですが、教育委員会第2回定例会においてご審議いただいた内容から変更はございません。よろしくお願いいたします。

教育長 ありがとうございます。こちらの議案についても特に変更はないということですが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 では、お諮りします。本議案に賛成する委員の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

教育長 挙手全員です。よって、本議案は原案のとおり可決します。

○議案第17号

教育長 議案第17号、第2期山武市教育振興基本計画について、提案理由の説明をお願いします。

教育総務課長、お願いします。

教育総務課長 議案第17号についてご説明させていただきます。資料は87ページ及び別添資料の1から5までがございますので、その資料をご用意願えたらと思います。

まず初めに、提案理由は、将来を見据えた教育理念の下、山武市教育の普遍的な羅針盤として将来を指し示す第1期の教育振興基本計画を継承しつつ、第2期計画としてこれからの6年間で重点的に取り組む施策・取組を示す計画を作成するためでございます。この計画は令和2年第12回定例会の協議事項から始まり、数回に及ぶ協議会で御確認いただいて調整を図ってきたものとなっております。

なお、3月1日開催の臨時会でご指摘いただいた県の教育振興計画との整合性については、別添資料1-1と2のとおり調査しました。この教育振興基本計画の策定においては、教育基本法第

17条第2項に、地方公共団体は、国の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるように努めるとされております。資料1では、県の計画との施策や取組の比較をしました。ご覧のとおり、表現方法は若干異なりますが、ほぼ一致していると考えております。

また、資料2では指標の比較をしましたが、指標項目の表現や目標に若干は違いが見られますが、先ほどご説明したとおり、国や県の計画を参酌した上で山武市の実情等を考慮した指標値と考えております。

また、2月10日より3月10日にかけて実施したパブリックコメントについては、意見提出者は2名でございました。その2名についての市の考え方を示し公表する予定です。

資料3、4、5をご確認ください。

まず資料3です。意見の概要で、山武市パブリックコメント実施要綱第18条第2項で意見を概要としてまとめる、市の考え方、修正した内容を公表することと明記されております。したがって、①のように意見をまとめ、市の考え方を公表させていただきたいと考えております。意見の概要を原文のまま載せてあります。

要約しましたものは、学校に行けない不登校の子供たちに対し、オンラインやパソコン・タブレットなどを用いた自宅で授業・学習のできる環境を提供してあげてほしいといった内容でございました。

市の考え方としましては、全国的にいじめ・不登校については、大きな問題となっておりますが、山武市についても同様に課題となっております。いじめについては、「いじめ防止事業」として、未然防止・早期発見に努め、市内全校で4月をいじめ防止推進月間として取り組むなど、「いじめ0」を目指しております。不登校についても、様々な要因が原因となっております。オンラインを活用しての支援など、子供一人一人の状況に応じた対応を、資料の17ページ、基本事業3の取組方向性の中で検討してまいりますというように回答しようと思っております。

続きまして、今度は文化財保護の関係です。資料3の中の2ページ目です。

こちらにも意見の概要を要約しました。基本事業3文化財の保護・活用では、偉人についても顕彰する記述を願いたいというお

話でした。それにつきまして、資料5の2枚目でございますが、方向性に追記ということで、こちらに赤字で書いてありますが、「イ）郷土の偉人や特色ある地域ごとの生業・文化について調査・研究し、展示や教材として学ぶ機会を提供します」という形で追記させていただきたいと思っております。

2番目として、現状と課題に、現在、調査を行っているにもかかわらず、文化財の現況調査についてあえて記述する理由は何かということに対して、現況調査の字句を入れた理由は、文化財は日ごとに経年劣化し、定期的な状況調査が必要と考えているためであると回答させていただこうと思っております。

3番目、古墳の記述だけでは情報が不足していると考えます。また、観光資源とするなら文化財についても詳細を記述すべきと考えするという意見がございました。それにつきましては、③の方向性、③の個別の文化財名を削除し、「文化財の適切な保存と併せ、市民の学びや観光資源としての活用を図ります。」という形で修正させていただきたいと考えております。「なお、見学ルートの整備や史跡周辺の環境整備については、観光資源としての活用を図る取組の一つと考えております。」というように回答したいと思っております。

4番目、「昨年、地域を知ることから「まちづくり」が始まるとの要望をしました。市民に関心の醸成をするのであれば指定以外の歴史文化の調査の実施の記述がありません。」これにつきましては、方向性①のア)は指定に関わらず歴史文化の調査を含んだものと考えているというように答えさせていただきたいと思っております。

5番目として、「3年前に文化財保護法の改正の趣旨を確認し、少なくとも、基本計画を立て実施すべきである。」という意見がございました。それに対しましては、「個別計画である食虫植物群落の保存活用計画を早急に策定し必要な整備をしていくことを第一優先としております。文化財保存活用地域計画については、今後検討することとしております。」という形で回答したいと思っております。

6番目、「現状と課題の5番目の記述では、情報不足と考える。」これは「②番と同様」という形で答えさせていただこうと思っております。

続きまして、次のページをお願いします。「方向性について、もう少し具体的な記述が必要と思われる。」というような意見に

対しては、「本計画は、施策、基本事業、取組方向性から構成しており、改めて文言を加えることはしませんが、いただいた意見は大変貴重であり、今後の参考とさせていただきます。」というふうに回答させてもらおうと思っています。加えますと、計画の構成である施策、基本事業、取組方向性で具体性を包含していると考えていますが、意見では、これでは足りないということである中、足りる、足りないとの議論を記載はしませんので、あえて「改めて文言を加えることはしませんが」というふうに丁寧に回答する形をとらせていただけたらと思っております。

8番目、「市民の学びの拠点である資料館施設の充実や老朽化に対する道筋も必要と考える。」と「今後の展示施設のあり方は、市の公共施設個別施設計画を基に検討して参ります。」と答えさせていただきたいと考えております。

そうしますと、今まで皆さんに見ていただきました振興計画から変えますのは、資料5の最後の3枚目です。「基本事業3.文化財保護・活用」の赤字になっているところを修正させていただいたものを最終版として考えておりますので、よろしく願います。

説明は以上です。よろしく願います。

教育長

ありがとうございました。それでは、まず質問のあった県の計画との関係はどうかということですが、これについても今説明がございましたが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。具体的な説明も願います。

教育総務課長

資料1は、県と施策・取組というものの基本目標を出して、それに当てはまるもの、合致するものを入れました。県と市の並びを合わせました。概ね網羅しているということで、ほぼ考え方は一致していると考えております。

教育長

表の左側の県と右側の市が対比しているということですね。

教育総務課長

はい、そうです。言葉の表現に若干の違いはございます。

教育長

この件に関してはいかがでしょうか。大丈夫ですか。

教育総務課長

同じく資料2についても、右と左で比較しています。ただ、先

ほども申しましたように、参酌した案ですが、山武市の実情に応じた目標値になっていますので、若干、県とは異なりますという事は、先ほどご説明させてもらいましたとおりですが、よろしくをお願いします。

教育長 資料2についても同じですね。

清水委員 よろしいですか。

教育長 清水委員、お願いします。

清水委員 資料2の目標については、この前の説明では、この目標については各教育委員会、あるいは学校について通知して達成してもらうようにしますという、そういうようなことを説明していましたね。ですから、この辺の食い違いもあるとすると、県からの通知と山武市の目標とする部分というのが食い違っているということだと問題が出やしないかなという懸念はありますね。その辺はどうなんでしょうか。具体的に目標値としてどう違うのかというのが、はっきり言えないのですが、県と比べ本市の方が低かった目標値があったかと思いました。

教育長 県の目標値に対して、市の同じ項目の目標値が低いということですね。

清水委員 低い部分があったような気がしました。

教育長 その辺はどうかということですが。

清水委員 そうすると、県からの通知と、市の目標値が違くと学校が混乱するかと思います。県ではこうやって要求されて、市ではこうやってくれとなると、どちらを守っていいのかというのが分からないと思います。

教育総務課長 目標値の中で、児童生徒のICT活用を指導する能力というのは、県は目標100%。それに並び変えまして私どものほうでは、授業にICT機器を積極的に活用した教職員の割合ということで、それが70%ということで、目標根拠が違います。当然目標値も異

なってしまうということで、これは捉えさせてもらってあると考
えさせてもらいたいと思います。

清水委員

特に県の目標値と市の目標値に著しい齟齬はないですね。なけ
れば良いと思います。あるいは市のほうが高いのであれば、高い
ほうにやっついていいと思いますが、逆に市が低くて県が高いとい
うのがあると、混乱するんじゃないかと、そういう心配があったも
ので、その部分だけです。

教育総務課長

参酌して作らせてもらった中で、目標項目を全く同じ項目に並
べてございません。ですから、県との比較というのは、まともに
比較できないところもあるのですが、県の目標より低く作成した
考えではないということをご承知願いたいと思います。

清水委員

低くなければ、私は問題ないと思います。

教育総務課長

低くないと思って作らせてもらいました。

教育長

学校教育課長。

学校教育課長

今、総務課長のほうから話もあったと思うんですが、項目がち
ょっと違う部分がありまして、県のほうが児童生徒のICT活用
を指導する能力という項目になって、それが100%。我々の考え
では、ICT活用を指導する能力という内容は、ちょっと分かり
にくいというのもありました。市のほうは授業にICT機器を積
極的に活用した教職員の割合が、70%ということになります。市
のほうは、県の活用を指導する能力というのは、ちょっと分かり
にくかったものです。

清水委員

その辺を確認して、調整してもらえるように。現場が混乱した
ら困りますので。それだけです。

教育長

今説明があったように、同じような指標でも捉え方に若干違い
があるので、その差によって数値が同じになってこない部分が多
少出てきているということですが、市の現状の中で考えた場合に
は、現状値から見ると、その目標値をかなり高いところに持って
いっているというのがあると思いますので、清水委員が言われた

ようなご指摘を受けた場合には、そういったことできちんと説明は果たせるということによろしいですね。それでは、この件についてはよろしいですか。

(「はい」の声あり)

教育長

では、もう一つのパブリックコメントについてはいかがでしょうか。資料は実際の意見と、その概要をまとめたもの、それに対する回答ということであります。特に計画の中で変更を加えた点が資料5の最終ページの赤字の部分です。このような変更となっておりますが、この点についてはいかがですか。

木島委員。

木島委員

郷土の偉人の部分の追記、これはすばらしい意見をいただいたと思います。これでようやくハード面、ソフト面という、車の両輪がそろいました。どうしても建物の遺跡とか史跡とかに目が行きがちですが、やっぱり人ですね。そういったものにも目を向けて、そういったものを残していくということで、追記することで非常に締まったなという感じを受けました。

教育長

よろしいでしょうか。
ほかはよろしいですか。

(「はい」の声あり)

教育長

それでは、お諮りいたします。本議案に賛成する委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

教育長

挙手全員です。よって、本議案は原案のとおり可決します。

○議案第18号

(議案第18号は、秘密会につき概要と結果のみ記載)

教育長

議案第18号、山武市教育委員会顕彰被表彰者の決定について、ここから秘密会とします。提案理由の説明をお願いいたします。
学校再編推進室長、お願いします。

※学校再編推進室長から、資料に基づき内容を説明

※審議結果 原案のとおり可決

◎日程第5 協議事項

○協議第1号

(協議第1号は、秘密会につき概要と結果のみ記載)

教育長

それでは日程第5、協議事項です。

協議第1号、山武市学校施設長寿命化計画について、説明をお願いいたします。

教育総務課長、お願いします。

※教育総務課長から、資料に基づき内容を説明

※審議結果 原案のとおり了承

教育長

ここで秘密会を解きます。

○協議第2号

教育長

協議第2号、山武市学校支援センター設置要綱について、説明をお願いします。

指導室長、お願いします。

指導室長

協議第2号、88、89ページです。令和3年山武市教育委員会第2回定例会において協議し了承された山武市学校支援センター設置要綱を取り下げることにについて協議を求めるものです。

提案理由です。山武市の抱える様々な教育課題の解決に向けた学校での取組を支援し、学校教育の振興と充実を図るための山武市学校支援センター設置要綱については、令和3年山武市教育委員会第2回定例会で協議し、了承をいただきました。

しかしながら、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条及び第31条に照らして疑義があるため、要綱ではなく条例により定めることにより、設置根拠がより明確に、安定した基盤の上で運用できると考え、取り下げを求めるものです。

なお、山武市学校支援センターについては、平成30年度から令和2年度までは地方創生交付金による補助を受け、地域人材活用教育支援プラットフォーム形成事業として予算を計上し、設置に向けた調査研究等を行ってきました。地方創生交付金による補助は令和2年度で終了しますが、令和3年度以降は地域振興基金の

運用益を財源とし、趣旨、目的を変えることなく事業を維持、継続していきたいと考えております。

このため、別添のとおり、内規として、地域人材活用教育支援プラットフォーム形成事業実施要項を定め、令和3年度より山武市学校支援センター事業を試行し、条例化に向けて検討していきたいと考えております。

89ページの実施要項をご覧ください。実施要項の説明につきましては、読むことでかえさせていただきます。

目的。第1条、この要綱は、地域人材を活用して学校の抱える様々な課題の解決に向けた取組を支援し、学校教育の振興と充実を図ることを目的とした、地域人材活用教育支援プラットフォーム形成事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

事業の内容です。第2条、事業内容は、次に掲げるものとし、地域の人材との協働により実施するものとする。(1)多様なニーズに応じた学校支援に関すること。(2)教育関係職員の指導力向上のための研修に関すること。(3)喫緊の教育課題の解決のための調査研究に関すること。(4)前各号に掲げるもののほか、事業の目的を達成するために必要な事業の実施に関すること。

学校支援センター。第3条、前条に規定する事業内容を円滑かつ効果的に推進するための組織を教育部子ども教育課指導室内に置く。

2、前項の組織は、山武市学校支援センターを呼称する。

構成です。第4条、センターは、次に掲げる統括者及び班員で構成する。(1)総括者は、教育部子ども教育課指導室長をもって充てる。(2)班員は、教育部子ども教育課指導室の職員をもって充てる。(3)前号のほか、教育長が必要と認める者を班員に充てる。

業務の委託。第5条、第2条に規定する地域の人材との協働は、地域の人材を擁する事業者への委託により行うものとする。

補則。第6条、この要項に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

以上です。

教育長

ありがとうございます。1回協議した内容を一旦取り下げさせていただくということになりますが、前回、清水委員にご指摘いただいたようなところで検討した結果、正式に立ち上げるには、

条例で定めたほうが良いということになっております。それに向けて今年度は学校支援センター組織で運用していくということの要項になりますが、清水委員、よろしいでしょうか。

清水委員 よろしいかと思えます。これはほかの市にも誇れる事業だと思えますので、充実した形で、理想を言えば、条例で位置付け、事務をきちんと書いたほうが、担当する職員の方々も誇りを持ってできるでしょうし、そういう方向をこれからも検討するということなので、暫定的な取組みとして結構だと思えます。

教育長 ありがとうございます。
ほかにはいかがですか。ご意見ございませんか。

清水委員 ちょっといいですか。

教育長 はい、清水委員。

清水委員 4条の「前号のほか、教育長が必要と認める者を班員に充てる。」となっていますが、これ以外にどういう方が、非常勤など、そういう方も考えているのですか。

教育長 指導室長。

指導室長 そういう方も考えております。それから、ほかの課からも、内容によっては相談でお願いしようと思っております。

清水委員 分かりました。

教育長 ほかはよろしいでしょうか。

小野崎委員 GAAの方々を入れるというのはどうでしょうか。

教育長 指導室長。

指導室長 具体的にGAAとは記載されておりましたが、第5条に委託するというところで記載させていただいております。

小野崎委員 事業者への委託を行うと。班員のほかに業務を委託するということになるのか。

教育長 そうですね。

小野崎委員 そこで読み取れるのですか。

教育長 この事業者というところが、NPO法人GAAということになります。

清水委員 よろしいですか。

教育長 清水委員、お願いします。

清水委員 これは教育委員会の問題ではないのかもしれませんが、この前、たしかGAAの幹部の方が、最近、若い人が入ってこなくて高齢化しているというようなことがあったんですが、退職されている教員の方々、あるいは教育に関して識見がある方というのは結構多いと思うんですね。ですから、その辺は教育委員会としても、そういう方々が行けるような、これはNPO法人ですから、そんなに委員会のほうで関与できないかもしれませんが、何か支援してあげたほうがいいのかなというのは、私の率直な意見です。GAAがしっかりしてくれないと、なかなかこの部分はうまくいかないかと思えます。ですから、そういう部分の支援が必要かと考えています。よろしくお願いします。

教育長 GAAというのは、先ほど説明にもあったように、補助事業としてやってきているもので、この5年間、フル活用して実績を積んできているので、今後、市の事業としてこれに参画してもらうような形を考えていますが、元々GAAのスタートというのが、地域の中でいろいろスキルを持った経験豊かな方たちで、リタイアされても社会貢献したいとか、働きたいという方たちにGAAの組織の中でいろいろなところに活躍してもらおうということで始まっていて、GAAというNPO法人になっているのは、そういうリタイアした人だけではなく、また、山武地域だけではなく、広範囲に、また、幅広い人たちに支援を得られるようにという考え方も入っているはずなので、今言われたように、若い人たちも

そういうスキルを持っていて、そういうところにそれを還元したいという人たちがいれば、どんどん取り入れていってもらってもいいのかと思っています。実際、大学生とかいましたね。お手伝いしてくれています。

渡邊委員 夏休みのときの算数指導とか、検定前の力をつけるためにということでした。退職され、今までの経験を生かしてお手伝いしていただけるという方という感じです。

教育長 基本的にはそういうことですね。

渡邊委員 はい。

教育長 地方創生の補助金をもらっているというのは、それらの理由があります。地域のそういう人材活用、地域活性化というのもあるので、あえてそういう人たちにスポットを当てて、そういう人たちにやってもらおうと、それで地域の活性化を図ろうということでの補助金をもらっている設計もあります。

この設置要綱については、ほかはよろしいでしょうか。

小野崎委員 これをベースに考え、条例化していくのですか。

教育部長 基本、これはたたき台になりますが、条例化するときはまだ足りない部分が恐らく出てくると思うので、今年、試行で、この要綱で動かしていきながら、いろいろ足したりとかしながら、最終的には条例の形に整えてお諮りしたいと考えています。いい取組だとお褒めいただいているので、よそに出しても恥ずかしくないようなものを作るということもあるので、しっかりやりたいと思います。よろしくお願いします。

小野崎委員 分かりました。

教育長 来年度は、こちらで実施していきます。今後、条例化した形で整えるということです。

ほかはよろしいでしょうか。いいですか。

(「はい」の声あり)

教育長 それでは、本案件につきましては、原案のとおり了承いたします。

◎日程第6 報告事項

○報告第1号

教育長 日程第6、報告事項。
報告第1号、令和3年山武市議会第1回定例会の報告について
お願いいたします。
教育部長、お願いします。

教育部長 報告第1号、山武市議会第1回定例会の報告について説明を
いたします。資料91ページをご覧いただきたいと思います。
市議会第1回定例会につきましては2月16日に開会し、3月12
日までの会期25日間で行われ、一般質問につきましては、2月25、
26日の2日間で行われました。
続きまして、95ページをご覧いただきたいと思います。一般質
問の通告一覧表となります。今回、教育委員会関連の質問につ
きましては、新政会、さんむ21の2会派等と小川一馬議員、玉置議
員、齋藤議員、並木議員の4議員からの質問がございました。
質問の要旨につきましては、まず、新政会の北田議員からは、
今まで統合した小中学校の現状、統合のメリット・デメリットに
ついてと、成東中学校の統合についてというご質問がありました。
関連質問としまして、櫻田議員からいじめ問題、通学に関しての
安全対策についてという質問がございました。
さんむ21、能勢議員からは、市有地についての質問の中から、
教育委員会が管理している市有地及び借地の件数、面積、利用状
況についての質問がございました。また、自転車利用者の保険加
入を義務付ける条例の制定に関する質問の中から、中学生の自転
車通学状況、保険加入の推進の取組状況についての質問がござ
いました。
関連質問としまして、萩原議員から、さんぶの森ふれあい多目
的広場の借地についての質問がございました。
小川一馬議員から、市の文化財、歴史的遺産の管理・調査につ
いて、古文書類等のデジタルデータの活用について、地域の歴史
文化、郷土の偉人等のまちづくりへの活用についての質問がござ
いました。
玉置議員からは、SDGsの取組についてと、その中からブル

一フラッグの取組を教育現場で受入れができないかという観点で質問。学校の感染症対策について、給食時間を利用した食育教育の取組について、それと、児童の見守りについての質問がございました。

齋藤議員からは、山武市における教育の現状と問題点について、山武市における教育成果と今後の展望についてのご質問がございました。

並木議員からは、住民要望に関わる予算配分についての質問の中から、35人学級への移行に伴う山武市への影響についてというご質問がございました。

これらの質問に対する答弁を、市長、教育長、教育部長である私から、別冊の資料の記載のとおり答弁をさせていただいたところでございます。答弁内容につきましては、大変申し訳ございませんが、本日、時間の都合により省略させていただいて、後ほどご確認いただければと考えております。ということでご回答とさせていただきます。ご質問があればお答えさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

教育長

詳細は資料とのことですが、よろしいですか。

別冊に詳細がついております。主立ったものは今説明があった内容です。

こちらをご覧になっていただいて、何か質問等があるようでしたら、お願いいたします。

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○報告第2号

教育長

報告第2号、第2期山武市教育振興計画に係る実施計画について、報告をお願いします。

教育総務課長、お願いします。

教育総務課長

別添資料の報告第2号をご覧ください。

まず、1ページをご覧ください。初めに、「はじめに」のところに、現計画からの大きな変更点となる、「めざす姿」を設け、成果指標を設定し、成果指標により「めざす姿」の見える化となる部分を施策ごとに示しております。

3ページからは、本市の教育に関する中期的指針を示したものが第2期教育振興基本計画であり、その中期的指針を実現するための手段として、約300に及ぶ事務事業が展開される中、その主たる事業を実施計画事業として51事業を選択し、施策ごとに記載、並べました。

飛びますが、16ページをご覧ください。ここからは施策2になります。施策1と同様の並び順に構成されております。以降、施策3、4についても同様の並び方で構成しております。

また、この51事業を主要事業として実施計画事業とした根拠は、まず1つ目として、予算編成において施策別の主な事務事業となっている事業。2番目として、市全体で、実施計画事業を選定しており、それに基づいて選定されている事業。3つ目として、本計画の基本事業に掲げる現状と課題や取組の方向性に関連が強い事業などの理由になります。

なお、先ほど示しました300の中のほかの250の事業についても実施計画事業とはなっておりませんが、計画実現のための事業であることには違いはございません。お配りした資料にはその点を明記しておりませんが、そうした点をきちんとこのページの中に明記した上で、準備をしております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

教育長

ありがとうございます。

ただ今の説明、よろしいでしょうか。

渡邊委員。

渡邊委員

3ページの学力向上支援事業についてです。前回もお話したんですけれども、令和3年度から大きく削減されていて、それはICTサポート授業との絡みかなと自分の中では読み取ったんですけれども、タブレットが1人1台ずつ配られ、プログラミング教育も、中学校も令和3年度から教育課程に入れるという動きがありますから、それに伴う支援員の回数が増えて、お金も配当されたのかなと読み取ったんですけれども、GAAが評価され、また、期待されている関係、中学校も1校もなくなりますし、小学校も2校ということで、それが令和5年度までずっと続くような計画になっています。

サポート事業は、令和5年度にはぐんと落ち着いてくるのか、減るんですが、学力向上支援事業に力を注いでほしい観点から、

令和5年度までこの予算というのは難しいとってしまうのですが、いかがなものでしょうか。

教育総務課長 各種事業については、担当課からご説明させていただきますので、よろしくお願いします。

教育長 指導室長。

指導室長 今のご質問ですが、こちら、委員がおっしゃったように、いろいろ削減という波を受けているのは事実でございます。ただ、この事業につきましては、教育部の担当の方たちも最後まで維持して守ってくれていたんですけども、致し方なくこのような形になりました。

先ほど、話の中にもありましたけれども、議員さんなどの中からのご意見でも、やはりすばらしい事業であるので継続をという声をいただいておりますので、GAAの実績は大きなものがありますので、なるべく予算を拡充していけるような形で、こちらのほうも努力していきたいと思っています。

教育長 現在の計画では、こうなっておりますが、増やしていきたいという希望があるようですので、ある程度は、教育委員会中の予算がありますので、その中で、また、重点項目がありますから、例えばICTサポート授業の、支援員関係は、今回GIGAスクールが初めて導入しているもので、削られたところを少し増やしたりしていますが、全体の中でやはり優先順位をつけながら、どこに重点を置いていくかというのは改めて考えていかなければならないことだと思っています。学力向上というのは課題です。

木島委員 そうですね。教育委員会として一番大事な部分の1つですので、ここのところ、私も見ていて、減らされてしまう場合は、学力向上はしなくていいのかと言った感じもしますので、山武市は学力向上に力を入れていますというものを内外に示す意味でも、こういったところは少し、皆さんも頑張っていたいただいたというのは重々分かっておりますけれども、その辺のところをさらに皆さんに訴えながら、こちらに回してもらえよう頑張っていたいただけると思って期待していますので、よろしくお願いします。

教育長 ありがとうございます。

教育総務課長 いろいろご意見ありがとうございます。その中で、この実施計画ですが、このルールとして、3年間の予算的なものを載せてあります。ですから、当然毎年、この実施計画が導入した中で、これ今、ここに入っているのは当初もあって、令和3年、令和4年、令和5年となっていますけども、それはスライドもあり得ます。ですから、当然、予算の編成の中では今言ったものを加味して増やすこともあります。取りあえず3年間ルール載せてあるので、そういう期待に添えるものを予算化していきますので、よろしくをお願いします。

渡邊委員 よろしくをお願いします。

教育長 ほかはいかがでしょうか。
よろしいですか。先ほど説明があったように、基本計画の中で300の事業があります。そこで主要なものとして51事業を抜き出していますが、当然それ以外の部分もきっちり目標達成のためにやっていかなければならないことが多く入っています。その辺のことについて、いきなり施策から入っていますが、どういう選定基準があってここに載せているのかとか、どういう状況になっているかということは記載をさせてもらうように調整しておりますので、その点はよろしくお願ひしたいと思ひます。
ほかはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○報告第3号

教育長 報告第3号、令和2年度、英語検定の結果についてお願いいたします。

指導室長、お願いします。

指導室長 令和2年度英語検定の結果についてです。別添の資料になります。

令和2年度の中学生の総数1,099名、4級以上取得、39.9%、3級以上、16.3%と、昨年と比べ4級取得者がやや減少しています。市の目標として、中学3年生の3級以上の所持率を50%と掲

げ取り組みましたが、32.8%でした。

今年度は新型コロナウイルス感染症による臨時休校のため各学校で第1回英語検定を開催できなかったこと、授業の開始が6月だったため、英語に触れる機会が少なかったこと。当初計画どおり英語検定に臨むことができなかったこと等が影響していると考えられます。

また、1、2年生の4級以上の所持率にも表れているように、1、2年生のうちから、英語学習への取組を充実させ、所持率を上げていくことが、3年生の3級の所持率の向上につながると考えられます。

次年度は1人1台パソコンの活用や、英語力アップ講座の対象級や実施回数を増やすことにより、目標達成に努めてまいります。以上です。

教育長

ありがとうございます。

ただ今報告があった件についてですが、英語検定、もう5年ほど経つわけですが、なかなか成果が上がってこない、目標に届かないということですが、何かご意見ございますでしょうか。

木島委員

英語が一番大事です。入学式のときにいつも話しをするんですが、とにかく英語だけは頑張れと話しをするんですけども、認識がそれだけないんですかね。英語、そんなに、別に日本で困ることもないしぐらいの感じではいるんですかね。

英語を頑張っておくと、高校、大学に進級するときにはすごく役立つと思います。

今関委員

せっかく検定を受けさせてもらっているのに、親の認識が甘くて、だからそれをどうしたらいいのかというのを考えていて、入学式の後の説明会のときに、英検を取るメリットなどを伝えた方がよいと思います。コロナ禍で保護者と学校でそんなに連絡する機会が少ないので、チャンスとしては、親が来ているのが入学式のときなので、入学式のときの説明会時にきちんと言わないと伝わらないのかと思います。誰と話しをしても、みんなそんなに興味を持ってもらえていないので、どうしたらいいのかというのは私もすごく考えています。

教育長

ありがとうございます。

ほかにはございますか。

実際、我々も、普段日常生活で英語を使わないので、あまり必要性を感じていないのでしょうか。

木島委員

普段の生活をする分にはあまり必要性を感じませんね。ただ、子どもが進学していく上では必要かと思います。

教育長

子供たちがどういう世界で活躍するかという、その可能性を広げたり、英語力をつけることで広がることはありますが、現実的に、今の保護者が、この場で、山武で生活している人たちにとって英語がどれぐらい必要であったり、迫られているかという、あんまりそうでもないかと思います。そういうことが今言った保護者の意識というのに影響しているんじゃないかと思います。

今グローバル化教育が必要であって、英語を身につけることが大事であり、これも、グローバルに対応して、社会生活を送って生きていく人たちのグループと、そうではなく、我々みたいにこの地域にいてこの地域の中でどうやって生活をしていくかというグループに分かれるはずで。

もちろん、その地域の中にも、今回、コロナで止まってしまいましたが、インバウンドで外国人の方がたくさん入ってきて、日本人だけではなく、そういったいろんな様々な国の外国人を相手にしながら経済を回していかなければならないというのも当然起こってきているので、全くないとは言えませんし、当然必要なことですが、そういうふうに、本当にそこを必要にしている部分との差がすごく大きく出てきてしまう。

そこはやはり、それぞれの認識の違いで、我々は英語教育が必要という理由で1千人いる子ども達みんなに英検準2級を取る必要があるかという、意外とそうでもなくて3級の英語力があれば、今の生活の中で最低限の英語で十分に社会生活を送れるようなレベルには達するということもあります。

ですから、一様に全部にやってもらいたいというのが本当に正しいかという、それも考え方で、どうなのかという気はします。ただ、今言ったようにインバウンドであったり、インターネットの世界は、もう海外と目の前でつながっているので、ネットの世界の情報も、日本語で分かる部分というのは全体のほんの数%で、その多くは英語ですね。だから、その英語で接せられるかどうかで、自分が得られる知識の量というか枠が全然違うというのも、

また事実なので、そういったことを考えると、ある程度の英語力はしっかりつけなければならない。ですから、ここは一生懸命やらなければならないと思います。

単に、一般的に言っているグローバル化だから英語が必要だということをもっと深く考えながら、どういった形でどういうレベル、子ども達にもそのことはきちんと考えさせなければならない。自分はどのような生き方をしていくのか、どういう世界で活躍したいのか。それによってその範囲も全然変わってくるし、そういう目標が持てれば、当然モチベーションも上がって、やる気も出てくるというようなことで我々は、そのきっかけづくりというか、こういう英検受験である程度のモチベーションを高めてあげたり、自分を肯定する部分を与えてあげたりしたいと考えます。

また、受験でも、今回、頓挫しましたけど、英語受験についてはこういう一般の試験を活用するというのも一時出てきて、その方向で動いていましたね。また、そういう方向に、試験の内容を変えることによって可能になり、タブレットを使ったりネット環境を使って試験ができるような環境もどんどんできてきているので、恐らくここ数年のうちにその環境が大きく変わってくるはず。それに対応できるようにしていかなければならないというのもあるので、これは大事なので、指導室はしっかりこの目標を達成できるように対策を取ってもらいたいと思います。

それから、1つ付け加えておくと、今回は目標である中学3年生の3級以上所持率32.8%、ここにあるように前年が35%、その前は36.2%、次第に下がってきています。全体の3級以上の所持率ですが、調べてみたら、今回32.8%で112人なんです。今年の3年生が去年2年のとき、去年2年生時点で3級以上を持っている人がどれぐらいいるかということ、8%で27人です。ということは、去年2年生で8%しかいなかった3級以上所持者が、今回32.8%まで上がっているんです。人数も27人から112人、なんと4倍に増えているんです。

去年の35%、これもちょっと調べてみましたが、その前の年は、ここが大体3倍ぐらいです。元々の2年生時点での3級以上所持者が11%ぐらいあったんです。そこからなので、伸び率、2年生から3年生になったまでの伸び率から言うと、今年は、全体の中での比率は少ないですが、決して悪くありません。

ですから、やはり中学1、2年生のときにどの程度のレベルにあるかというのが、当然そのまま3年生時点でも影響してくるの

で、早いうちから、できれば2年生のうちに4級とか3級ぐらいまでできる、できる子はそこまで伸ばしておいてあげるということが大事なんじゃないかと思います。

ですから、本当にできる子はどんどん進むので、伸び代のある子ども達にどうやって指導してあげるかで、ここはぐっと結果を出すことができると思いますし、単純に、この32.8%は、去年より低下していますが、今年の3年生は去年の3年生よりずっと努力している子が多いということも、やはり認めてあげなければならぬですし、そういうところまで指導室で見てほしいと思います。お願いします。

指導室長 はい。

今関委員 今の中学1年生が、今の中学3年生よりも、小学校の頃に英語をやっている確率が上がっているのも、多分、もう英語検定を持っている子が、今の中学1年生の子の方が多いい気はします。

教育長 そうですね。小学校の英語の教科化も始まっているので、恐らく全体としては、もっと上がっていくはずですよ。ですから、いかにしてこの英検取得のモチベーションを高めてあげるかということも同時にやってかないといけないし、そういう対策をしていく必要があると思います。

清水委員、お願いします。

清水委員 やはり、今まで議論されたように、英語の重要性、これについて、学校側でもっとしっかり、父兄も含めて伝えるということ。父兄の方があまり乗り気でないというお話もありましたが、そういう部分については、学校側でしっかり保護者にも伝えていく必要があると思います。

それから、この数字を見ますと、4級以上、3級以上という数字が出ていますが、あまり変わらないか、あるいはやや低減気味かという感じで、数字だけ見ていると、この原因は何なのかとなると、子ども達がやらない。そのやらない原因は何かというと、家庭があまり協力的でないとか、一生懸命やらないという。もう少し学校側に責任がないのかと言えば、学校側の教え方とか、あるいはもっと方法とか、数字を上げるという具体的なものとか、いろいろあるんじゃないかと思いますね。

例えば、重点して学力をやっているような、ああいう部分について、英語の力を上げると。例えば、英語検定の取得数について、4級以上50%、3級以上20%、こういう形で、目標を先につくって、重点校みたいな形で指定してあげて、場合によっては英語の得意な先生を少し多めに配置するとか、そういう工夫をしてもいいのかなと思います。

ですから、そういう部分によって、ほかの学校にも刺激を与える。もちろん、モデル校ですから、1校やって次々と変えていくという形になって、そうじゃないとまた不公平だとか出ますから、そういうモデル校的な部分をやってもいいのではないかと。

山武市は、英語について一生懸命やっているということについて1つの目玉になっていると思いますので、それを上げるための工夫というのはもっといろいろあるんじゃないかと思いますね。そういう部分、いろいろ工夫してほしいと思います。

今関委員

しかし、講座などもきちんとやってくださっていて、今、2回です。2回の英語検定のための講座とかも各学校でやってくださっていて、あとは、そこに来るか来ないかとかだと思っています。まずはそこにもっと、せっかくそういうことをやってくれているのに、それを活用しないんですね。出席率もあまり良くないと思います。

清水委員

それは生徒側の、家庭側の責任ということですか。

今関委員

それは分かりません。きちんと通知は来ているので、親は、子どもがその手紙を渡しているか、渡していないかは分かりませんが、せっかくそういう機会をたくさんつくってくださっているんですけど、あまり広がっていないと思います。

清水委員

家庭側に責任があると言うのは非常に簡単で、学校にしてみれば、そういうふうに責任をやれば、一番自分たちは責任がないということになるんですけども、やはり学校側として、そういう部分をどうやって解消していくかということですね。学力の問題も、痛切に私も感じていますが、家庭であまり学力に関する関心がないとか、そういう部分があるとすると、なかなかこれを上げるのは難しいという部分があるんですが、その部分をどうやって引っ張っていくかということも学校側の責任だと思います。

ですから、いろんな工夫をして、先生方にも頑張ってもらって、何とか上げるというのは、学校側の責任だろうと思います。ぜひとも学校には頑張ってもらいたいというのが私の率直な意見です。

教育長

今おっしゃられたように、家庭の親がどういう意識を持っているかというのも大きな要因だと思いますし、でも、それは学力全体も同じことで、その辺の低さというのは前から課題ではありませんでしたね。

ですが、子ども達のモチベーションを上げるきっかけというのはそれだけではなく、どちらかというと、仲間同士でのこととか、周り、身近なところから刺激を受けるほうがモチベーションアップになってくると思います。先生方はその辺よく分かっていると思いますが、学校でどうそこを刺激してあげるか、そういうのをつくってあげるかというのが、きっと大きく影響してくると思います。

ですから、清水委員が言うように、学校側がそれに取り組む姿勢というか、子ども達にどういう意識づけを行っていくか、これはすごく大きなことだと思うので、英検受験を補助します、そのための講座を2回開いています。来ないのは親や子ども達のせいとしては、これでは上がらないと思います。そこをしっかりと、どういうふうに刺激していくのかです。

子どもの気持ちを変えていくというのはすごく大変なことです、ある意味、すごく容易なことでもある。ちょっとしたきっかけで大きく変わるので、そのちょっとしたきっかけをいかにつかむか、与えるかということだと私は思っています。

ですから、報告内容でコロナ禍で授業が始まるのが遅かったとか、1回目がなかったなんていうのは、これは、上がらない原因にしたらほんの少しのことです。それが原因だと思っただけでは、今後上げていくことは難しいのではないかと思います。

今関委員

この期間が、逆に英語検定の勉強をする期間と考え、頑張っている家庭もあると思います。

教育長

5年も続けていて、今後しっかりと結果を出していかなければいけないことなので、よろしくお願いします。

ほか、よろしいでしょうか。

○報告第4号

教育長

続いて、報告第4号、学校統合準備会会議の開催状況について報告をお願いします。

学校再編推進室長、お願いします。

学校再編推進室長 資料は96ページ以降となります。

令和3年4月に開校となる日向小学校と山武西小学校の学校統合について、2年間に及ぶ統合準備委員会の協議が終了いたしましたことをご報告申し上げます。

令和元年5月に統合準備委員会を設置し、令和3年2月10日の最後の会議までの間、計18回の会議を行いました。このほか、書面決議等を実施しながらの会議の運営となりました。

一番下段には、今後の行事予定が記載されております。3月24日には、両校において閉校記念式典を行います。4月9日には、入学式に合わせて開校式を行います。なお、この開校式の来賓でございますが、市部局からは市長、また、教育長のみとなりますことを、この場をもってご報告申し上げます。

続いて97ページをご覧ください。

開校に向けた検討でございますが、各専門部会に分かれて協議を行いました。校名については、新しい小学校の校名は日向小学校となります。選定理由などについては記載のとおりとなります。

次の98ページをご覧ください。

校歌でございますが、校歌は、日向小学校と山武西小学校から作成者の推薦をしていただき、協議の結果、作詞を近藤文子氏、作曲を中野新吾氏に、校歌作成をすることについて依頼することとなったことについては、さきに報告をさせていただいたとおりでございます。

一番下に写真がございますが、こちらは、作成経過の7番、9月30日に日向小学校で行われた両小学校の音楽主任を含めた校歌試聴会の折り、この時間が大体4時ぐらいでございましたので、グラウンドで遊んでいた学童クラブに通う児童がピアノの音に誘われて、即興で新しい校歌の練習を行った風景となります。

99ページをご覧ください。

校章についても、新しい校章を作成することとしました。児童などを対象にデザインを募集した結果、32点の応募がありました。選考の結果、ここがございます、山武西小学校3年生、及川陽向

さんの案を採用いたしました。また、この校章でございますが、校旗であったり、体育館の舞台幕、校舎への取付け、体操服の胸のワッペンなどに使用してまいります。

その下の段には、体操服について記載してございます。体操服も、統合を機に新たなものとなります。詳しくは後ほどご覧ください。

次のページをご覧ください。

通学方法については、統合を機に従来より遠距離通学となり、かつ、おおむね2キロメートル以上の通学距離となる児童を対象とすることといたしました。居住実態や道路の状況から、路線型バス4台を運行いたします。通学バスの試乗会でございますが、⑥に記載のとおり、日向小学校は3月19日、山武西小学校は、3月22日に実施いたします。この試乗会は、新しい校舎の見学であったり、バスの乗り方教室も併せて実施をいたします。

次のページ、101ページをご覧ください。

学校運営部会は、学校の教職員で組織する部会でございます。学校行事、校務分掌、新学級の編成、教室の配置などを協議してまいりました。ここには令和3年度の主な行事を記載させていただきました。

その下の交流事業でございますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、回数こそ限定されましたが、令和元年の4年生の浄水場の見学であったり、1年生から3年生の交流授業、また、今年度は1年から2年の交流授業を行いました。そのことによって、新しい小学校の開校時の2年生から6年生全ての学年での交流を行うことができました。現在は引っ越しの真っ最中でございます。開校に向けた準備が着々と進んでございます。

次のページをご覧ください。こちらは蓮沼中学校と松尾中学校の学校統合準備委員会の会議の開催状況でございます。

下段に目を移してください。3月12日、議会最終日に中学校設置条例が原案のとおり可決されましたことをもって、新しい中学校の校名が山武望洋中学校となることが正式に決定いたしました。これを受け、4月以降は、校歌、校章、制服などについて新たに作成していくことの協議を行ってまいります。

報告は以上となります。よろしく申し上げます。

教育長

ありがとうございます。

統合準備委員会、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○報告第5号

教育長 報告第5号、4月の行事予定について、各所属長から順次、報告をお願いします。

教育総務課長 教育総務課です。
22日、教育委員会第4回定例会。午後1時半より教育委員会会議室を予定しております。よろしくをお願いします。

学校教育課長 学校教育課です。
4月1日、現地校長会議を行います。
4月2日、全小中学校教職員等合同着任式を成東文化会館のぎくプラザで行います。
令和8年度より年度初め休業が3日間延びたことにより、8日が新年度の始業式になります。4月8日に市内小中学校が始業式を行います。
4月9日、市内小中学校の入学式が行われます。子育て支援課も併せて、各幼稚園・こども園の入園式が行われます。
4月13日、定例の第1回校長会議、16日に園長会議が行われます。
以上です。

○その他

教育長 その他に報告すべき事項ありますでしょうか。
指導室長、お願いします。

指導室長 教育委員会だよりでございます。104ページ、105ページにあります。
上段ですけれども、フライト体験について記載をいたしました。2月24日と3月10日、両日とも非常によいお天気で、上空からの眺めも非常によく、空港側からも大歓迎を受けて、子供たちは非常にいい体験をしたのではないかと思います。御協力ありがとうございました。
まだ、3学期も、残り、締めるところまで少しありますけれども、最後までしっかりとコロナ対策もしながら終わりを迎えられ

容そのものはあまり変わりません。

小野崎委員 学校でデジタル教科書の話を知りました。その学校では、英語を選んだとの話でした。そうすると、学校毎に選ぶ教科が違うと思われましたのでその確認です。

教育長 全部の教科では入っていません。ただ、学校がそれぞれの予算の中で、購入したい教科を選び、そのデジタル教科書を購入していると思います。

小野崎委員 各学校で統一されているわけではないのですね。

教育長 デジタル教科書は、文科省が各学校1教科ずつ無償で使えるものがあり、それについても検討しましたが、ちょっと現場に合わず、適合しなかったため、それは使っていません。

ただ、令和4年度からデジタル教科書を全面的に使えるようになると本日の新聞に記載がありました。デジタル教科書の今後の予定はどうなっていますか。

指導室長 本日の新聞記事の中で、令和4年度からとの記載が最新の情報となります。

小野崎委員 不登校の対応策として活用できるかもしれませんね。

教育長 そうです。山武市として今後、デジタル教科書の活用についてどう考えていくかです。

指導室長 そうですね。

教育長 デジタル教科書は結構高いです。紙の教科書は無償で全員に配られますが、いずれデジタル教科書に移行するのは間違いないと思います。

清水委員 国が義務化すれば、当然無償になるでしょうね。

教育長 ですから、それを活用できるように準備をしていかなければいけません。たとえ1教科でもそれを導入して、どういうものか、

どんどん使っていくように、先生方にも慣れていってもらわなければなりません。

小野崎委員 教科書の出版社は困ってしまいますね。

教育長 デジタル化することへのネガティブな意見も幾つか載っていましたが、脳に影響があるとか、視力が低下する恐れがあるとか、そういうことを議論している時ではないと思います。それを議論するのであれば、子ども達のゲームを全面的に禁止しなくてはいけないということになってしまいます。

小野崎委員 学校での話の中で、仮に英語の教科書を読むと、そこから飛んで生の英語の発音を聞けるとか、リンク先に行けるとか、とても良いと言っていたので、勉強になりました。

教育長 そのためにも、高速ネットワークにしっかり繋がっているということが必要になってくるんです。

小野崎委員 そうですね。

教育長 30人の子ども達が一斉にその音声を聞きに行ったら大変です。同じ動画を見に行った場合など、きちんとみんながタイムラグなく再生できるようにしていくには、今回、Wi-Fiを入れ替えましたからある程度の速度は出ますが、学校全体で使った場合、とても足りません。

小野崎委員 そうなんですな。

教育長 内容にもよりますが、恐らく動画は見られないですね。各学校では、100メガから120メガ出ていますが、100人の生徒が使ったら、その100分の1、1.2メガしか使えないということになるかと思えます。そういった意味では、まだまだこれからもっとやっていかなくてはいけないし、恐らく、5Gが普及する頃にはそれで対応するしかなくなってしまうのかという気はしています。

これがまた、5Gがミリ波なので、体への影響というのがまだ未知数な部分が沢山あり、いろいろ言われているので、このミリ波の影響をどう考えるか、これも検証を待たなくてははいけません。

余談ですが、今使っているWi-Fiは2.4ギガと5ギガなんです。2.4ギガの周波数は、ほかに何に使われているかご存知ですか。一番身近なものは電子レンジです。電子レンジの電子を回転させるために照射している周波数が2.4ギガです。ということは、強いものを浴びれば人間の体は過熱してしまいます。

また、駅の改札でSuicaを使う、タッチするところがありますが、あれも2.4ギガです。ほかにも沢山あります。どうしてなのかと思いませんか。

皆さん、調べてみてください。なぜ2.4ギガヘルツの電子レンジに使われているような周波数がこんなに世の中に溢れているのか。電車に乗るときに必ず触ってます。電子レンジだってそうです。近くにいても影響がないかどうか。余談になりましたが、こういうことなど、インターネットの世界では沢山の情報があり、さらに、日本語で見られるのはその中のほんの数%しかありません。ですから英語は必要なんです。

今、翻訳ソフトがあり簡単にボタン1つでみんな翻訳してくれるので、ある程度その知識が得られますが、日本語の自動翻訳は、まだまだです。

木島委員 すごく分かりづらいですね。

教育長 やはり英語力をつけるということは、大事になってきます。
デジタル教科書については、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

◎日程第4 議決事項

○議案第1号

(議案第1号は、秘密会につき概要と結果のみ記載)

教育長 日程第4、議決事項。議案第1号、代理の承認を求めることについて(教職員の任免その他の進退に関する内申について)。ここから秘密会とします。

なお、この案件については職員の人事に関することであるため、担当職員以外の職員は退席をお願いします。

暫時休憩といたします。準備、よろしくをお願いします。

(休 憩)

教育長 それでは、再開します。
 提案理由の説明をお願いいたします。
 学校教育課長、お願いします。

※学校教育課長から、資料に基づき内容を説明

※審議結果 原案のとおり承認

教育長 以上で令和3年教育委員会第3回定例会を終了いたします。
 お疲れさまでした。

◎閉 会 午後4時05分